

# 豊橋港湾合同庁舎(増築棟) [三河海上保安署庁舎]

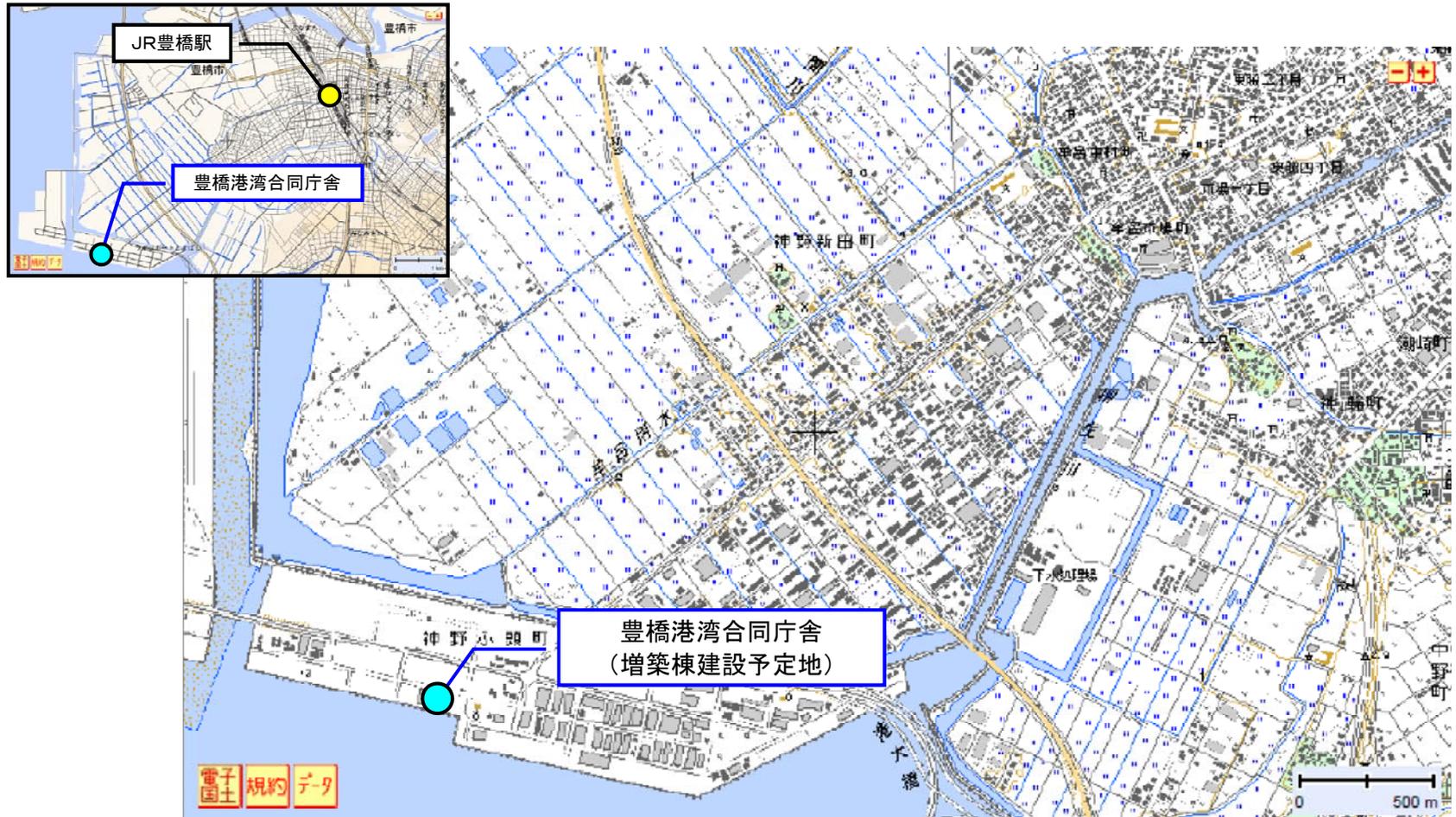
平成22年度

事業名(箇所名)	豊橋港湾合同庁舎(増築棟) [三河海上保安署]		担当課	計画課	事業主体	国土交通省 中部地方整備局
			担当課長名	鈴木 千輝		
実施箇所	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11					
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造: RC-2他</li> <li>・規模: 997㎡</li> </ul>					
事業期間	平成23年度 ~ 平成24年度					
総事業費(億円)	約3.6					
計画概要	<p>三河海上保安署は、海上保安業務執行体制の強化に資するため、愛知県東部の拠点都市である豊橋市に平成21年10月より新設され、現在、豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置し、入居しているが、災害時における応急対策活動等を実施するための施設の不備に加え、著しい狭あいとなっており、業務に支障を与える状況となっている。</p> <p>このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、豊橋港湾合同庁舎の増築棟として、三河海上保安署庁舎を整備するものである。</p> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上</li> <li>・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する</li> </ul>					
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠				
	110点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三河海上保安署の機構新設</li> </ul>				
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠				
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。				
	代替案との経済比較					
	C'-C	-	基準年度: 平成22年度			
		C': 代替案の総費用(LCC)(億円)	-			
		C: 事業案の総費用(LCC)(億円)	-			
事業計画の効果	業務を行うための基本機能(B1)					
	評点	効果の主な根拠				
	146点	<p>位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得の見込みがある(取得済み)</li> <li>・アクセスの確保が図られている(周辺に道路・鉄道等が整備済み)</li> <li>・駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている</li> <li>・適切な構造、機能として計画されている</li> </ul>				
	施策に基づく付加的機能(B2)					
	評価	効果の主な根拠				
	地域性	C	<p>事業特性に配慮した機能が付加されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインを視野に入れたバリアフリー庁舎として整備を行う(建築物異動等円滑化誘導基準を満足)</li> </ul>			
	環境保全性	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災性に配慮した取り組みがなされ、防災拠点施設としてふさわしい</li> </ul>			
機能性(ユニバーサルデザイン)	A'	耐震安全性が確保されている				
機能性(防災性)	B					
その他	<p>入居官署から、著しい狭隘となっており、留置施設が確保されていないなど業務に支障が生じているため、早急なる庁舎の整備の要望がある。</p> <p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>新規事業化については、妥当である。</p>					

施設名： 豊橋港湾合同庁舎(増築棟)

事業場所： 愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11

案内図



# 平塚税務署

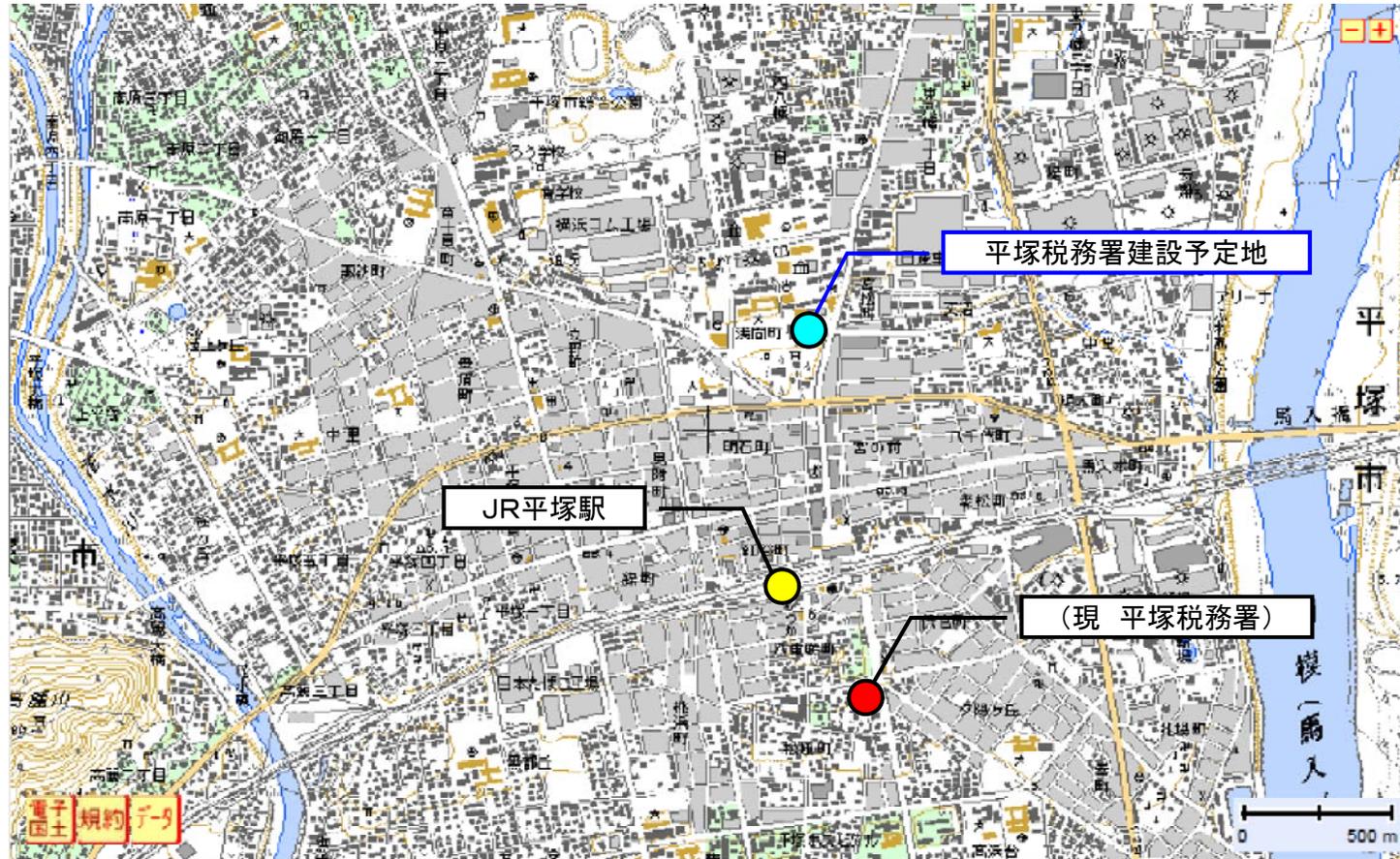
平成22年度

事業名(箇所名)	平塚税務署		担当課	計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
			担当課長名	鈴木 千輝		
実施箇所	神奈川県平塚市浅間町168-1					
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造: SRC-8-2</li> <li>・規模: 約30,000㎡(うち平塚税務署分4,203㎡)</li> </ul>					
事業期間	平成23年度 ~ 平成27年度					
総事業費(億円)	約14					
計画概要	<p>平塚税務署庁舎は、昭和44年建築で経年による老朽化が進んでいることに加え、耐震性能が不足している。また、業務量の増加やそれに伴う職員数の増加等により庁舎の狭あい化が進行しており、利用者にも不便を強いる状況となっている。</p> <p>このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、平塚市との合意に基づき、市役所の建て替え計画に合わせ、平塚税務署庁舎を一体的に整備するものである。</p> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上</li> <li>・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する</li> </ul>					
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠				
	111点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存庁舎の老朽、狭隘及び耐震性能不足解消</li> <li>・書庫の分散解消</li> </ul>				
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠				
	100点	同等の性能を確保できるよう既存庁舎敷地において建替を行う案との経済比較を行ったところ、事業案の方が経済的である。				
	代替案との経済比較					
	C'-C	0.8	基準年度: 平成22年度			
		C': 代替案の総費用(LCC)(億円)	22.8			
		C: 事業案の総費用(LCC)(億円)	22.0			
事業計画の効果	業務を行うための基本機能(B1)					
	評点	効果の主な根拠				
	146点	<p>位置・規模・構造が適切で事業の効果認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスの確保が図られている(周辺に道路・鉄道等が整備済み)</li> <li>・地方公共団体と連携した計画となっている</li> <li>・敷地の高度利用について配慮している</li> <li>・駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている</li> </ul>				
	施策に基づく付加的機能(B2)					
	評価	効果の主な根拠				
	地域性	A	<p>事業特性に配慮した機能が付加されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所との業務の連携への配慮</li> </ul>			
環境保全性	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースの設置</li> <li>・環境配慮型官公庁施設(グリーン庁舎)としての庁舎を整備することにより、地球温暖化対策の推進に寄与する</li> </ul>				
機能性(ユニバーサルデザイン)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインを視野に入れた高度なバリアフリー庁舎として整備を行う</li> </ul>				
機能性(防災性)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の安心・安全な暮らしを支える拠点である市役所との合築庁舎にふさわしい耐震安全性が確保されている</li> </ul>				
その他	<p>入居官署から、経年劣化による老朽化、業務量増大に伴う狭隘化が著しいため、早急なる庁舎の整備の要望がある。</p> <p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>新規事業化については、妥当である。</p>					

施設名： 平塚税務署

事業場所： 神奈川県平塚市浅間町168-1

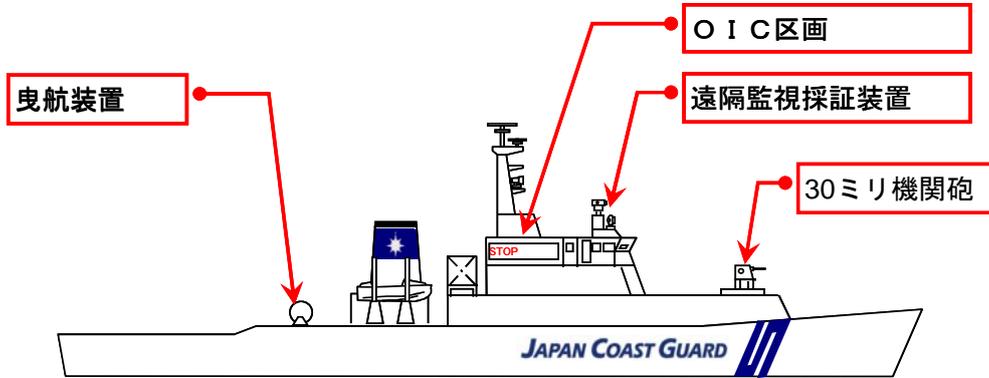
案内図



# 巡視船艇整備事業

平成22年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	外洋対応型巡視船(PL型)2隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	浅野 富夫		
事業内容	外洋対応型巡視船(PL型)2隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	・第一、第七及び第八管区海上保安本部を予定 ・日本海沖合海域及び特定海域等				
整備期間	事業採択	平成23年度	完了	平成26年度	
運用開始年度	平成25、26年度				
総事業費(億円)	108億円				
政策(施策)目標	政策目標 : 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 : 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
必要性・緊急性	<p>海上保安庁の巡視船については、平成18年以降、老朽化に伴う代替建造を集中的に進める緊急整備を行ってきたところ、本年5月の行政事業レビュー公開プロセスにおける「整備計画の重点化を推進」との指摘を踏まえ、外洋対応型巡視船(PL型)の重点整備を推進する。</p> <p>① 外洋対応型巡視船(PL型)の主要任務</p> <p>外洋対応型巡視船(PL型)は、波高5メートル以上の荒天にも耐え得る堪航性、動揺安定性、連続行動能力を有しており、海上保安業務の根幹である海難救助をはじめとして、尖閣諸島警備や東シナ海における海洋権益の保全、国境海域における領海警備、重要警備対象施設である原発周辺海域の警戒等、海上保安業務全般を担う海上保安庁の主力船型である。</p> <p>② 緊迫化する朝鮮半島を巡る情勢への対応</p> <p>近年、北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射等の一連の行動による北朝鮮の脅威に加え、本年3月26日、黄海において韓国哨戒艦「天安(チヨナン)」の沈没事案が発生し、朝鮮半島を巡る情勢が一気に緊迫化したことに伴い、我が国周辺海域も高い緊張状態となっている。</p> <p>海上保安庁においては、北朝鮮関係船舶の監視や不審船等の早期発見を念頭に北朝鮮に対する監視レベルを引き上げるとともに、国連安保理決議を踏まえた貨物検査法の厳格な実施という新たな任務を担うこととなった。</p> <p>しかしながら、既存の外洋対応型巡視船(PL型)のうち10隻が船齢30年を超過した老朽・旧式船で、海難救助をはじめとする普遍的な海上保安業務の対応も困難となっており、また、緊迫化する朝鮮半島情勢を踏まえれば、貨物検査法の厳格な実施や対北朝鮮監視レベルの引き上げといった対応も求められていることから、十分な性能機能を有した外洋対応型巡視船(PL型)の重点整備が急務となっている。</p>				
事業の効果	<p>本事業で外洋対応型巡視船(PL型)を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 船型の大型化によって、堪航性能及び動揺安定性が向上し、荒天下での現場進出、さらには現場海域における長期しょう戒活動、対象船舶等の継続追尾・監視活動、搭載艇による立入検査、救難捜索活動をより確実に実施することができる。</p> <p>② 船型の大型化による曳航力の強化、曳航作業時の後部甲板における作業性の向上により、曳航能力が向上することで、油流出事故等、海難に起因する二次的災害の防止が期待できるとともに、油防除資機材も装備することで迅速な防除活動が実施できる。</p> <p>③ 夜間捜索監視能力の向上により、昼夜を問わない確実な監視活動、不審事象の早期発見、行方不明者の捜索活動が可能となる。</p> <p>④ 命中精度の高い高性能武器を搭載することで、停船措置の最終手段として、相手に危害を加えることなく確実に停船措置をさせることで、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる。</p>				
主たる効果の抽出	整備しようとする外洋対応型巡視船(PL型)は、堪航性能、夜間捜索監視能力、現場指揮機能及び制圧能力等の能力・機能が強化されており、しょう戒体制及び事案対応体制の強化を図ることができる。				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役				
その他(第三者委員会の意見やその反映内容)	船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断『採択する』				

# 大型巡視船(1,000トン型)



全 長 :約 92. 0m  
 幅 :約 11. 5m  
 深 さ :約 5. 0m  
 総トン数 :約 1, 400トン

## 大型巡視船(1,000トン型)の老朽化状況

<p><b>揚錨装置腐食</b> 巡視船くにさき(船齢31年)</p> <p>脱落のおそれ</p>	<p><b>搭載艇揚降装置腐食</b> 巡視船いわみ(船齢31年)</p> <p>搭載艇落下のおそれ</p>	<p><b>船外弁腐食</b> 巡視船かとり(船齢30年)</p> <p>逆流・進水のおそれ</p>
<p>航行不能のおそれ</p>		
<p><b>錨鎖切断</b> 巡視船するが(船齢30年)H22. 2解交</p>	<p><b>浸水、速力低下のおそれ</b> 船底塗膜剥離、腐食、外板喪失 巡視船くにさき(船齢31年)</p>	<p><b>船底破孔</b> 巡視船えさん(船齢29年)</p>

※船齢:22年度末現在

# 海上保安官署施設事業

平成22年度

新規事業採択時評価

事業名(箇所名)	新潟航空基地の整備	担当課	施設補給課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	野見山 慎吾		
事業場所	新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内				
構造・規模	庁舎 : RC-3 885㎡(増築)				
総事業費(億円)	3.9億円				
政策(施策)目標	政策目標 : 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 : 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の評価	事業計画の必要性	110点			
	事業計画の合理性	100点			
	事業計画の効果	133点			
	新規採択理由	新潟航空基地に新型航空機等の整備が予定され、航空要員の増員が必要となるが(42人⇒66人(見込み))、庁舎の執務環境の狭隘化が進み、当直要員(航空要員等)の待機、温度・湿度管理が必要な精密機器等の保管、関係者の打合せが騒然とした通信室・執務室・廊下等で行われるなど、業務効率の低下が著しく、航空要員等の安全管理及び事案即応に支障を来しており、これら基地の執務環境を早急に改善するため、航空基地施設の整備を行う必要がある。			
	その他(第三者委員会の意見やその反映内容)	船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断『採択する』			

- ・ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
  - ・ 事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
  - ・ 事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

## 略図等

